第9回新型コロナウイルス感染症 対策本部会議

日時:令和2年3月19日(木) 午後4時30分~

場所:鳥取県庁災害対策本部室(第2庁舎3階)

※各総合事務所等とテレビ会議を接続

出席:知事、副知事、統轄監

交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部

福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部

農林水産部、教育委員会

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所

日野振興センター、東京本部、関西本部、鳥取市保健所

※各市町村、消防局には衛星配信を実施

会議内容

- 1 新型コロナウイルス行動計画暫定運用版の運用開始について
- 2 学校再開後の対応
- 3 その他

1 新型コロナウイルス行動計画暫定 運用版の運用開始について (別紙配布)

2 学校再開後の対応

学校再開後の対応

教育委員会

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、3月18日より県立学校を再開。 (特別支援学校については、児童生徒及び家庭の状況に応じて柔軟に対応。)
 - →通常の教育活動(授業等)を実施、部活動についても一定条件下で実施。
 - →春休み中も教育活動(補習等)を実施、部活動についても一定条件下で実施。
 - →新年度以降も通常の教育活動を実施、始業式、入学式については、終業式と同様の感染防止策を講じた上で実施。

学校再開の状況

- ・県立学校...全校で学校再開(高校(24校)、特別支援学校(10校(分校含む))
- •市町村立学校...18市町村で学校再開又は登校日等を設定 ※小学校の卒業式も実施

春休み中の教育活動の状況(授業・補習等)

- ・春休みを変更し授業等を実施... 境高(春休み中の3/30を授業日に設定) 伯耆町(春休みを3/28からに繰下げ) など
- ・春休みに補習等を実施...鳥取東(3/25~27の3日間補習)、鳥取商業(資格取得に向けた補習)智頭農林(3/27、3/30実習)、米子東(3/30出校日に設定) など
- ・ICTを活用した副教材等で自宅学習等を補完 (例)eラーニング教材のアカウントを県が一括取得して、希望する児童生徒に配布 など

【今後】

県内発生期以降の対応については、3月19日の政府の専門家会議の知見等を踏まえて 決定

○県内発生早期に移行した場合 ⇒ 可能な限り教育活動を継続

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、教育活動(授業・部活動等)を実施
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を 2週間閉鎖措置とする。
- →感染者の活動地域が広範に及ぶ場合などは、市町村単位 または地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。



<u>より教育機会を確保する方向で検討</u>。

○県内感染期に移行した場合 ⇒ 教育活動に一定の制限を加えて継続 する方向で検討

- ・集団発生のリスクを極力下げるため、手洗いや換気・消毒等の感染防止策に加え て、授業中等における児童生徒密度を下げる工夫を必ず行った上で、教育活動(授業・部活動等)を継続。
- →会場の広さを確保し、お互いの距離を1~2メートル程度あける等
- →近距離での会話や発声、高唱を避ける(やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等)
- ・クラスを2つに分けて分散登校を行うことで、大人数の集団を作らない工夫をするなど、学校・生徒の実態に応じて柔軟な対応を行う。
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を 2週間閉鎖措置とする。
- →学校内での発生が多発する場合には、市町村単位または 地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。



<u>より教育機会を確保する方向で検討</u>。

※県対策本部会議の指示の下、県内の感染拡大状況を踏まえて対応する。

子育で・人財局の対応

> 私立中学校 · 高等学校

- ・県教育委員会の方針を各私立中高に情報提供し、対応の参考にしてもらう。
- ・部活動については、多くの学校が21日までに再開
- 春休みに補習を実施している学校・・・鳥取城北高校、米子松蔭高校が特進コースを対象に実施

➤ 保育所・幼稚園・認定こども園

- ・休園基準については、既にこの度の見直し後の教育委員会の対応方針と同じ 休園期間を設定しており、特段の変更なし。
- <県内感染期に移行した場合>
- 〇児童や職員において1人でも陽性が確定した場合
 - 陽性が確定した児童や職員は陰性が確定するまでの間、登園停止や休暇とする。
 - ・当該保育施設については、原則として施設全体について陽性が確定した翌日から起算して14日間の休園を要請する。
 - ※当該保育施設が休園している場合、仕事を休むことが困難な保護者の入所児童については、継続して自 園での保育ができるよう必要な措置を講じる。
- 〇児童や職員の家族などの同居人において陽性が確定した場合
 - ・同居人と最後に濃厚接触した日から起算して14日間、当該児童の登園自粛や職員の自宅待機を要請する。

3 その他

商工労働部の対応

経済・雇用など影響の拡大長期化にともない、さらなる資金繰り支援の強化や今後の対策等検討のための取り組みを実施する。

- 制度融資の要件緩和(対象事業者の拡大等)
 - ① 発動中の地域経済変動対策資金について対象事業者を拡大

現 行 創業して1年以上経過している企業

(要件:売上高等が<u>前年同月の売上高</u>等と比較して5%以上減少)

緩和後

創業まもない企業等も対象とする

(要件:最近1カ月の売上高等が直近3カ月の平均売上高等に比較して5%以上減少)

- ② その他、申込期間延長(令和2年3月31日→令和2年6月30日[必要に応じさらなる延長も検討])
- 経済・雇用面への影響の拡大長期化をふまえ商工団体・各業界からの聞き取り
 - ✓ 3月23日から順次、商工団体・各業界から現状や意見等をヒヤリングする。
 - ✓ 意見等を集約しさらなる対策等を検討する。

【参考】 国「生活不安に対応するための緊急措置」にて『個人向け緊急小口資金等の特例拡大』 (R2.3.18 新型コロナウイルス感染症対策本部にて発表)

> 現 行 新型コロナウイルスの影響による収入減した世帯 10万円以内貸付 (特に小学校等の休業等の影響を受けた世帯 20万円以内貸付)

> 拡大後 新型コロナウイルスの影響による収入減した世帯 20万円以内貸付

総務部の対応

- 〇新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納税が困難な方に対して、 徴収猶予・換価猶予制度を柔軟に活用し、納税の猶予を行う。
 - 個々の事情に配慮し、柔軟に制度を適用する。
 - ・添付書類の簡略化、省略を可能とする。

(徴収猶予の対象となる具体例)

以下のような場合で、一時に納税が困難と認められる場合

- ・イベントの自粛、観光客減少等の影響により、休廃業したり利益が著しく減少した場合
- ・取引先の資金繰り悪化により、売掛金の回収が困難となっている場合

○徴収猶予・換価猶予の期間・効果

猶予期間: 1年以内の期間(延長可能、最大合計2年間)

猶予の効果:延滞金の全部又は一部を減免、財産の差押えや換価(売却)を猶予

※ <u>市町村</u>についても柔軟な対応をするよう総務省より通知。 県と市町村連名での案内チラシを作成予定。